

研修

2015（平成27）年度「法律事務所職員向けマイナンバー制度に関する学習会」

主催：東京弁護士会 共催：日本弁護士連合会（予定）

東京弁護士会秘密保護法対策本部は、法律事務所職員向けのマイナンバーに関する学習会を企画いたしました。なお、本研修は、法律事務所職員向けの内容となっておりますが、会員の方も参加可能です。下記要領をよくご確認の上、ご受講ください。

日 時 2016年2月12日（金）午後1時～午後3時（開場：午後0時40分～）
場 所 弁護士会館 2階クレオ講堂BC
講 師 清水勉氏（東京弁護士会秘密保護法対策本部委員/日弁連・情報問題対策委員会委員）
内 容 講師からのメッセージ

いま、市区町村に住民登録している日本人・外国人宛てに個人番号の通知が送られています。この番号を2016年1月から年金、雇用保険、医療保険、福祉業務、税の確定申告等などの手続に記載させるためです。

法律事務所では、事務所内の就労者のマイナンバーを扱うほか、事件資料の中にマイナンバーが含まれる形で扱うこともあります。実務面では、法律事務所の事務職員がマイナンバーを扱うことが多くなるでしょうし、弁護士が主体になるとしても、事務職員が部分的に関わることは避けられないでしょう。

そこで、弁護士会に、法律事務所の事務職員のためのマイナンバー制度の研修の場を設けていただきました。奮ってご参加ください。

対 象 法律事務所職員・東京弁護士会会員
定 員 150名（定員になり次第、申込を締め切りとさせていただきます。）
主 催 東京弁護士会
共 催 日本弁護士連合会（予定）

（回答書）※会員は、マイページ上、法律事務所職員はホームページ上からも申込みできます。

FAX返信先 03-3581-0865（担当：東京弁護士会人権課 田中宛）

2月12日（金） 学習会に出席します。

法律事務所職員・東京弁護士会会員（※どちらかに○の記載をお願いいたします）

法律事務所名 _____ 事務所

お名前 _____（登録番号： _____）

※弁護士の方は登録番号も記載ください。

担当委員会 東京弁護士会秘密保護法対策本部

問い合わせ先 東京弁護士会人権課 TEL：03-3581-2205